平成２１年（フ）第１７３号
茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地の146
磯原雇用促進住宅２棟405号
債務者　福田　耕司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３９０号
群馬県前橋市鳥取町856番地１
債務者　山田　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０１号
群馬県渋川市石原1312番地１　ホワイトコーポ101号
債務者　木暮　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１１号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場383番地12
債務者　阿部　延幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１６号
群馬県前橋市下小出町２丁目40番地17　船津ハイツ102号
債務者　山口　孝幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１８号
群馬県渋川市渋川1766番地４　狩野アパート２W
債務者　伊藤　靖明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２３号
群馬県伊勢崎市境木島496番地
債務者　齋藤　郁代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２６号
群馬県前橋市樋越町359番地１　カスターニャＢ―102号
債務者　大村めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３０号
群馬県渋川市中郷449番地13　ホワイトヴィラA102
債務者　古井　　栄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第９９０号
千葉市稲毛区穴川３丁目５番14号
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目20番３号　ベルピア京成大久保206号
債務者　濱口　博敏
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２７号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地５街区24棟302号
債務者　竹田　とし
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５５号
千葉県船橋市本中山２丁目９番26号　丸久荘103号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５９号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目３番地３　メイ・フィールドⅢ棟102号
債務者　金坂　俊男
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８５号
千葉県船橋市高野台１丁目18番41号
債務者　丸岡　喜一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８６号
千葉県船橋市高野台１丁目18番41号
債務者　丸岡　招子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９５号
千葉県市川市伊勢宿９番21―302号　平田マンション
債務者　横山あけみ
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１３号
千葉県市川市香取２丁目11番14号　ジュネパレス松原Ａ―204号
債務者　桜井　利恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係